

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博士（文学）	氏名	竹田 敏彦
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
論文題目 学校教育法第11条但書（体罰の禁止）に関する研究—応用倫理的アプローチによって—			
論文審査担当者			
主査	教授	越智 貢	
審査委員	教授	松井 富美男	
審査委員	教授	後藤 弘志	
審査委員	准教授	衛藤 吉則	
審査委員	教育学研究科教授	丸山 恭司	
〔論文審査の要旨〕			
<p>本論文は、教育現場の体罰を回避するために、体罰概念の混乱に着目して、学校教育法第11条但書(体罰の禁止)の意義を明確にしようとしたものであり、序章、第1部、第2部および結語からなる。</p> <p>第1部は本論文に関わる限りでの体罰に関する事実を追跡する。</p> <p>第1章では、日本の体罰の実態を確認する。政府による体罰のデータを基に、小学校、中学校、高校それぞれの実態と傾向を分析する。</p> <p>第2章では、法概念としての体罰を検討し、それが明確な定義をもたないことを明らかにする。体罰の判定に用いられる法務府法務調査意見長官の通達（1948）および今橋盛勝の理論を検討し、いずれも判断基準が曖昧であり、体罰の範囲も一義的でないことが指摘される。</p> <p>第3章では、英米における体罰禁止の規定を検討し、前章の体罰規定と比較する。英米の体罰禁止の規定では、例えば「適度な考えられた程度を超える体罰」という表現が一般的であること、そしてそれが質的な規定ではなく量的な規定であることなど、日本の体罰規定と異なっている点が確認される。</p> <p>第4章では、日本の体罰論をめぐる課題を整理し、体罰概念の混乱が判例にもつながっている点を明らかにする。課題として取り出されるのは、精神的体罰が法概念としての体罰に該当するか否か、さらに法的に許容される体罰的行為が存在しうるか否かである。これら未解決の課題に関して、二つの判決（大阪高裁判決（1955）と東京高裁判決（1981））で異なった理解が示されていることに注目し、一番の判決に遡って二つの判決の経緯を分析して、相違点の原因を論究する。</p> <p>第2部は古典的教育書の体罰に関わる記述から日本の体罰論の混乱を解消しうる論点を析出する。</p> <p>第5章では、次章以下で展開される方法、すなわちエラスムス、ルソー、カントの古典的教育論から体罰に関わる主張を取り出し、それにより学校教育法第11条但書を解釈するという方法の意義を説く。これはその後の教育に影響を与えた三者の思想を、体罰概念を軸に読み直す試みでもある。</p> <p>第6章では、前章の方法に従って、三者が述べるあるべき教育を「教師の立ち位置」および「教師を追い詰める加担者の立ち位置」の観点から整理する。三者は時代や国そして教育適齢期に関する見解等において異なるが、いわゆる体罰においては強い共通点を示している。彼らはともに体罰につながる行為を認めない。これを見出した本章は本論文の半分以上の頁数を占める力作である。</p> <p>第7章では第4章の未解決の問題、すなわち精神的打撃をもたらす行為や身体への軽微な体罰的行為の妥当性が、三者の教育論的観点からどのように評価されうるかを検討する。著者は両行為をともに体罰と見なすべきであり、そのような視点で日本の体罰論を構築するためには、体罰規定の見直しではなく、教育理念の見直しにまで踏み込む必要があると主張する。</p>			

結語は論文全体の趣旨を確認する。

本論文は体罰概念の真の問題点を、それを根底で支える教育理念に求め、愛のムチ論やスキンシップ論を許容する教育理念が存続する限り、学校教育法第 11 条但書は本来の機能を発揮しえないと結論付ける。上記三者に共通した見解の思想史的理由の解明、あるいは三者の教育理念と現代日本における教育理念との対比など、残された課題は少なくないが、長く教育現場に携わる中で仄かに感じた可能性を、丹念にテキストに当たって論理化し、首尾一貫した主張にまとめ上げた努力は特記に値する。今日の体罰論の展開に大きく寄与しうるすぐれた論文である。

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（文学）の学位を受ける十分な資格があるものと認める。